

平成18年第3回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 議 平成18年 9月22日 午前10:00

○閉 会 午後 3:06

○出席議員（21名）

1 番 千 田 正 英	2 番 戸 田 俊 樹	3 番 児 玉 春 雄
5 番 澤 井 昭 二 郎	6 番 藤 原 幸 雄	7 番 佐 藤 恵 佐 雄
8 番 小 林 悟	9 番 佐 藤 義 久	10 番 赤 平 末 次 郎
11 番 藤 原 典 男	12 番 佐 藤 幸 孝	13 番 佐 藤 昇
14 番 伊 藤 博	15 番 伊 藤 栄 悦	16 番 菅 原 久 和
17 番 中 川 光 博	18 番 村 井 政 克	19 番 大 谷 貞 廣
20 番 西 村 武	21 番 堀 井 克 見	22 番 藤 原 幸 作

○欠席議員（なし）

4 番 成 田 進

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	助 役 鐙 利 行
教 育 長 小 林 洋	総 務 部 長 大 越 宏
産 業 建 設 部 長 伊 藤 賢 志	市 民 生 活 部 長 菅 生 一 也
福 祉 保 健 部 長 門 間 鋼 悦	教 育 次 長 山 平 東
総 務 課 長 鈴 木 公 悦	総 合 政 策 課 長 鈴 木 司
財 政 課 長 澤 井 昭	税 務 課 長 伊 藤 正
産 業 課 長 山 口 義 光	建 設 課 長 鈴 木 利 美
都 市 整 備 課 長 鎌 田 洋 一	会 計 課 長 櫻 庭 新 悦
収 納 課 長 中 泉 作 右 衛 門	追 分 出 張 所 長 櫻 庭 久 俊
財 政 課 長 待 遇 三 浦 喜 博	下 水 道 課 長 藤 原 貞 雄
水 道 課 長 小 林 健 一	総 務 学 事 課 長 佐 藤 磐
市 民 課 長 兼 飯 田 川 庁 舎 総 合 窓 口 セ ン タ ー 長 宮 田 隆 悦	社 会 福 祉 課 長 児 玉 俊 幸

農業委員会事務局長	鈴木久雄	幼児教育課長	田仲茂隆
生活環境課長	鈴木鋼生	健康課長	川上秀佐男
生涯学習課長	丸谷昇	スポーツ振興課長	根一
国体事務局長	菅原徳志	高齢福祉課長	門間裕一
昭和庁舎総合窓口センター長	佐々木博信	天王庁舎総合窓口センター長	伊藤清孝

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野耕二	議会事務局課長待遇	伊藤正吉
--------	-------	-----------	------

平成18年第3回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成18年9月22日（4日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 諸般報告（議長、議会運営委員長）
- 日程第 2 議案第70号 潟上市飯田川保健福祉センター設置条例の一部を改正する
条例（案）について
- 日程第 3 議案第71号 潟上市昭和介護予防センター設置条例の一部を改正する条
例（案）について
- 日程第 4 議案第72号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）につ
いて
- 日程第 5 議案第73号 潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改
正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第74号 市の区域内の字の区域変更及び字界設置について
- 日程第 7 議案第75号 平成18年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）に
ついて
- 日程第 8 議案第76号 平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）（案）について
- 日程第 9 議案第77号 平成18年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1
号）（案）について
- 日程第10 議案第78号 平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）（案）について
- 日程第11 議案第79号 平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2
号）（案）について
- 日程第12 議案第80号 平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）
（案）について
- 日程第13 認定第 1号 平成17年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 2号 平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

- 日程第 1 5 認定第 3 号 平成 1 7 年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 1 6 認定第 4 号 平成 1 7 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 1 7 認定第 5 号 平成 1 7 年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 1 8 認定第 6 号 平成 1 7 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 7 号 平成 1 7 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 2 0 認定第 8 号 平成 1 7 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 9 号 平成 1 7 年度潟上市豊川町産区特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 2 1 認定第 1 0 号 平成 1 7 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 2 3 認定第 1 1 号 平成 1 7 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 2 4 認定第 1 2 号 平成 1 7 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 2 5 認定第 1 3 号 平成 1 7 年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 2 6 認定第 1 4 号 平成 1 7 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 7 請願・陳情について
- 日程第 2 8 各常任委員長の報告
総務常任委員長
社会厚生常任委員長
産業建設常任委員長
文教常任委員長
- 日程第 2 9 発議第 4 号 大崎地区の環境にかかわる要望の件について

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。なお、4番成田 進議員は欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第3回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、諸般の報告（議長、議会運営委員長）】

○議長（藤原幸作） 日程第1、これより諸般の報告に入ります。

最初に、議長より報告を致します。

本定例会会期中、9月15日付で「大崎地区環境を守る会」の三浦義勝氏より「要望書」が提出されました。

その写しをみなさんに配布しております。

内容は、記載のとおりです。

これにより、会派代表者会議を20日午後2時より昭和庁舎会議室で開催しました。代表者からは、大崎地区住民の生活環境を守るという意味から公平な立場で意見を聞く、後世に憂いを残さないなどの意見がありました。結果、地方自治法第110条の規定により、概ね「特別委員会」を設置し対応すべきであるという意見でした。

これを受けて、昨日21日午前9時より昭和庁舎会議室で緊急に議会運営委員会を開催しております。午前9時半からです。

議会運営委員会の結果については、澤井委員長より報告があります。

なお、本日種苗交換会の資料がお手元に配布されております。この説明は会議終了後に行います。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。5番。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） ただいまの件について、昨日緊急に運営委員会を開催しました。

会議では、最初に「要望書」について審議しました。なお、要望書の内容は記載のとおりですが、記載しております1番と2番はアンケートに関連する事項となっております。さらに添付されましたアンケートの結果では、総数207戸、反対82戸、反対しない64戸、役員会に一任60戸、白票1戸という開封結果となっております。

参考まで申し上げますが、部落役員の改選前のアンケート結果は、計209、賛成65、反対126、白紙14、無効4となっています。

1回目のアンケートでの反対者は126、2回目は82と大きく変わっています。

この結果、地域を2分するような不安定な状況に陥っているのではないかと、これにより地域の方々が毎日不安な生活を抱えているのではないかと散見するものであります。

このことは、大崎地域自治の今後の運営に大きく支障を来すものではないかと懸念するものであります。

したがって、当委員会では「要望書」をいずれかの常任委員会で審査することには限界があると判断し、本日日程の最後に「大崎地区の環境にかかわる要望の件」として取り扱うことと致しました。

以上のことから、会派代表者会議での結果を踏まえ、この地域の自治問題は議会として看過できないと考え、当運営委員会は、大崎地区住民の生活環境を守る、後世に憂いを残さないためにも地域の安定と発展を願い、議会内に公正で公平な立場で審査・調査をするため、地方自治法第110条の規定により「大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会設置について」を「議長発議」により設置することと致しました。

構成委員の数は8名であります。

この取り扱いにつきましては、先ほど申し上げましたが本日の日程の最後に取り扱うこととしました。

以上で議会運営委員会の報告とします。

【日程第2、議案第70号 潟上市飯田川保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第27、請願・陳情について】

○議長（藤原幸作） 日程第2、議案第70号から日程第27、請願・陳情までを一括議題とします。

議題の朗読を省略します。

【日程第28、各常任委員件の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第28、これより各常任委員会の報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経過と結果について報告を求めます。

報告の順序は、総務常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会、文教常任委員会の順に行います。

最初に総務常任委員会の報告を求めます。15番。

【総務常任委員会の報告】

○総務常任委員長（伊藤栄悦） おはようございます。

平成18年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成18年9月13日、14日、15日

出席委員 藤原幸雄、千田正英、藤原典男、中川光博、堀井克見、伊藤栄悦

説明当局 助役、総務部長、議会事務局長、各関係課長

書記 総務部 収納課 菅原龍太郎

審査の経過と結果について。

議案第75号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について申し上げます。

歳入は平成17年度からの繰越金確定による補正9,285万8,000円と地方交付税686万円および地方債950万円が主な補正であります。

歳出の2款1項総務管理費については、退職手当組合負担金の臨時負担金と職員海外研修国内旅費分の補正であります。

6項企画振興費については、男女共同参画宣言都市記念式典および推進フォーラムの開催に伴うものであります。

9項電子計算費については、パソコン27台分のバージョンアップに伴うものであります。

10項自治振興費は、集会所改修助成費と自治会長連絡協議会連合会への助成であります。

12款1項公債費は、県振興資金新規借入分の元金保障分と平成17年度借入地方債の利子確定などによる減額であります。

委員からは、合併特例債について今後どのような事業にいくら借入していく計画なのかと質問があり、当局からは、新市建設計画に計上された190億円の普通建設事業に対し123億6,800万円の合併特例債を計上しておりますが、今後の事業につきましては、市長の説明にありましてとおり交付税の動向などを見ながら判断していくとの回答がありました。

また、自治会組織と分館組織との復そうなど各組織のあり方についての質問があり、

自治会長連絡協議会連合会の目的は連携と情報交換・研修等であり、各組織ともそれぞれの目的・主旨のもとで運営されています。合併によって旧3町間に差異が生じている組織と補助金等のあり方については、公共施設の管理運営費等を含めて検討しているとの回答がありました。

また、男女共同参画宣言都市記念式典およびフォーラムについての質問があり、当局から内閣府との共催事業として、平成18年11月5日、羽城中学校視聴覚ホールにて行う予定であるとの回答がありました。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成17年度潟上市一般会計決算の認定について申し上げます。

はじめに歳入の関係項目について申し上げます。

1款の市税は、調定額25億6,213万円に対し収入済額は23億1,158万3,000円で、不納欠損額は1,260万8,000円であり、翌年度に繰越される収入未済額は2億3,793万9,000円でありました。うち入湯税は3,611万7,000円で昨年よりも335万7,000円、人数にして2万2,379人減少しております。一般税については現年度分収納率、滞納繰越分収納率とも昨年度と比較してアップしております。

委員からは、不納欠損の理由と滞納繰越分等全体の収納対策についての質問があり、当局からは、地方税法第18条に基づく5年間の消滅時効については、特に財産なし・生活困窮・所在不明者について欠損処分しており、また、収納対策としては未納者との面談を重視し分納誓約書を取り交わしていること、悪質滞納者については不動産の差し押さえを行っているとの回答でありました。

また委員から、入湯税が減少しており、新規に岩盤浴施設を増設するなど経営努力をしているが将来的に増収となる経営方法について質問があり、当局からは、今後とも指定管理者とも協議し、経営努力に努めるとの回答がありました。

2款地方譲与税は2億9,935万3,000円で、所得譲与税については三位一体改革による新たな税源移譲分がプラスされたので前年度より6,581万1,000円、率にして110%の増額となっております。

6款地方消費税交付金は2億7,428万5,000円で、前年度より2,313万2,000円の減額となっております。

9款地方交付税は59億9,900万6,000円で、前年度より7億7,410万1,000円の増額となっております。これは、普通交付税においては生活保護費・児童福祉費・合併補正等

の理由によるものです。また、特別交付税については包括特別交付税・豪雪等により増額されたものであります。

13款国庫支出金については、合併市町村補助金が2億685万円交付されております。

14款県支出金は6億3,957万5,000円で、合併市町村特例交付金1億2,000万円と各種事務委託金が主なものであります。

委員からは、合併市町村特例交付金について質問があり、当局より、秋田県から合併支援費として1町当たり2億円が交付され、計6億円が5年間にわたり均等に交付されるとの回答がありました。

15款財産収入は1,720万6,000円で、内訳は財産運用収入と財産売払収入が主なものであります。

委員から、普通財産のうち総合発展計画にないものについては、当局で積極的に売却とか貸付したりした方がいいと提言があり、当局もそのような方向で検討する旨回答がありました。

17款繰入金は3億7,862万1,000円で、うち財政調整基金繰入金は3億3,970万1,000円でありました。

18款繰越金は、平成16年度からの繰越金5億3,139万2,000円であります。

20款市債は9億1,950万円であり、うち臨時財政対策債は5億7,900万円であります。

委員からは、平成16年度の市債が17年度と比較し10億円も多い理由と今後の財政運営について質問があり、当局から16年度は合併にあたりイントラネットの整備、電算統合等に地方債の発行があったので多くなったこと、また、地方交付税と臨時財政対策債の動向を注視し社会資本を整備しながら健全財政を図りたいとの回答がありました。

次に、歳出の関係項目について申し上げます。

1款議会費は2億5,909万9,000円で、在任特例期間内の議員報酬が主なものであります。

2款総務費1項総務管理費は15億5,478万9,000円で、一般管理費として各種審議・審査会委員の報酬、広報費では広報発行の印刷製本費、財産管理費では庁舎等の管理委託料、企画振興費では地域審議会等の各種委員に関わる報酬、電子計算費ではコンピュータ機器の保守委託料およびリース料、自治振興費では町内会育成補助金等が主なものであります。

委員からは、印刷製本費・消耗品等需用費について各課にわたりかなりの金額がある

ので、まとめて発注し経費節減を図るべきではないかとの提言があり、当局から、可能なものはその方向で行なっているとのことですが、大部分が必要な時期・内容等異なるので、実施は難しいが、経費節減のため拡充を図りたいとの回答がありました。

また委員からは、旧天洋酒造店の取得目的・取得資金方法・将来の利活用方法につきまして質問があり、当局から、旧昭和町での取得目的は、東西路線の確保および地元商店街活性化用土地建物であるとのことでありました。取得資金方法は、秋田県町村土地開発公社を利用し債務負担行為を行なって昭和総合開発株式会社より取得したとのことでありました。将来の利活用方法については、今後議会と協議してまいりたいとの回答がありました。

これに対し委員からは、決算書において建物解体費用・産廃処理委託料を必要とし、経費が増加しているほかに、当初の取得目的が全く達成されていないことが指摘され、当局に対し将来の利活用方法等について計画段階から議会を交えて計画するよう要望がありました。また委員からは、市民に格差が生じないように納税組合や各種補助金等についての質問があり、当局からは、天王地区の納税組合の移行については、平成20年度から統一したものにしていきたい。また、各種補助金等の調整については、各種団体等の現状を踏まえ検討中であるとの回答がありました。

また委員からは、電子計算費の機器とソフトの保守管理費用が5,000万円を越えており、経費節減になるような方法、例えば広域化等を検討すべきではないかとの質問があり、当局からは、いずれの自治体にあっても課題になっており、住民記録等自治体には個人情報保護やセキュリティの確保が負わされている。県や各自治体間の連携を密にして情報収集にあたり、その方策等を研究していきたいとの回答でした。

2 款総務費 2 項徴税費は 1 億4,351 万円で、職員の人件費が主なものであります。

2 款総務費 4 項選挙費は8,762万円で、秋田県知事選挙費、潟上市長選挙費、潟上市議会議員選挙費、潟上市農業委員選挙費、衆議院議員選挙費が主なものであります。

2 款総務費 5 項統計調査費は1,417万8,000円で国勢調査員の報酬が主なものであります。

2 款総務費 6 項監査委員費は45万7,000円で監査委員報酬等が主なものであります。

委員からは、監査委員会は現在総務課の管轄となっているが、監査の独立性を考慮し、市長部局以外の管轄とするなどの検討ができないか質問があり、当局からは、今後の組織づくりでは独立性を確保できるよう検討していくとの回答でした。

12款公債費は17億6,386万2,000円で、元金償還金14億412万6,000円と利子分3億5,972万4,000円が主なものであります。

委員からは、各種基金の積立金合計が12億円程度あるので、わずかな利息の運用益を得るならば回転資金を残し、繰上償還をするなど経営努力をすべきではないかとの提案があり、当局からは、今後の財政状況を注視しながら繰上償還をするなど経営努力に努めるとの回答でありました。

なお、総務委員会では、旧天洋酒造店跡地・高野地区担い手事業の創設非農用地・山田地区土取場・旧田屋児童館建設予定用地の4か所の現地視察を致しました。

以上、認定第1号は慎重審査の結果妥当と認め、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

認定第10号、平成17年度潟上市下虻川財産区特別会計決算の認定について申し上げます。

歳入合計は530万7,000円で、1款墓地貸付収入は30万円で、2款前年度繰越金は500万6,000円であります。

歳出合計は479万2,000円で、一般管理費17万2,000円、財産管理費80万9,000円、財政調整基金積立金381万1,000円であります。

歳入歳出差引残高は51万5,000円であります。

委員から、財産管理費の工事請負費の内容について質問があり、当局より、東伝寺に隣接する参道100メートル、拡幅1メートルにコンクリートで施工したとの回答がありました。

以上、認定第10号は慎重審査の結果妥当と認め、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

認定第11号、平成17年度潟上市和田妹川財産区特別会計決算の認定について申し上げます。

歳入合計は459万3,000円で、1款財産収納入33万円で墓地貸付収入と斎場用地貸付収入であります。2款前年度繰越金425万9,000円が主なものであります。

歳出合計は432万9,000円で、一般管理費11万2,000円、財産管理費28万7,000円、財政調整基金積立金393万円あります。

歳入歳出差引残高は26万4,000円あります。

以上、認定第11号は慎重審査の結果妥当と認め、全会一致をもって認定すべきものと

決しました。

認定第12号、平成17年度潟上市飯塚財産区特別会計決算の認定について申し上げます。

歳入合計は379万1,000円で、1款財産収入は72万4,000円で最終処分場用地貸付収入であります。2款前年度繰越金は306万6,000円であります。

歳出合計は329万2,000円で、一般管理費7万2,000円、財産管理費20万6,000円、財政調整基金積立金301万4,000円であります。

歳入歳出差引残高は49万8,000円であります。

委員から、クリーンセンター最終処分場貸付用地の内容について質問があり、当局より、旧処分場が46万2,000円、新処分場貸付料が26万2,000円であるとの回答がありました。

以上、認定第12号は慎重審査の結果妥当と認め、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

認定第13号、平成17年度潟上市土地取得事業特別会計決算の認定について。

歳入合計は2,705万5,000円で、1款財産収入は99万5,000円で土砂売払収入であります。2款一般会計繰入金は2,614万3,000円、3款前年度繰越金36万7,000円であります。

歳出合計は2,716万9,000円で、土地開発公社償還金2,433万7,000円、公債費元利償還金283万2,000円であります。

歳入歳出差引残高は33万5,000円であります。

以上、認定第13号は慎重審査の結果妥当と認め、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、陳情について申し上げます。

陳情2号、勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書提出の陳情について。

この件につきましては、国が安易な増税を求めているわけではなく徹底した歳出削減をしており、やむを得ず税負担をお願いしていることを考慮し、賛成多数をもって不採択とすることに決しました。

陳情10号、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情書について。

この件につきましては、地方交付税は地方の固有財源であり、交付税制度は憲法で地方自治体に保障された「財産を管理し、事務を処理し、および行政を執行する」ことを実現するためのものであり、その削減は住民の暮らしや福祉のためのサービスを切り捨

てるものです。

したがって地方交付税制度を堅持する必要があることから、本陳情については全会一致をもって採択すべきものと決しました。

陳情11号、住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情について。

この件につきましては、政府は国民の安全・安心を守ることのできる公共サービスの拡充をはじめ、住民生活や地方自治を守る予算の拡充を図る必要があることから、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

陳情14号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情について。

この件につきましては、建設業界では明確な賃金体系が不安定であり、不況下における受注競争の激化や近年の公共工事の減少が労務費の引き下げにつながり、現場で働く労働者の賃金に大きく影響を及ぼしているため、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保は必要なことから、本陳情については全会一致をもって採択することに決しました。

以上、総務常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これから議案の審議に入りますが、審議についてはご承知のとおり、ただいま報告されました委員長への質問ですのでお願いします。

また、各補正予算案および決算の認定につきましては、質疑・討論までとし、採決につきましては後でまとめて行います。

なお、条例案・陳情につきましては、採決まで行います。

ただいま総務委員長より報告のありました議案第75号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第1号、平成17年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第10号、平成17年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第11号、平成17年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第12号、平成17年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第13号、平成17年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、委員長報告の陳情第2号の勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書提出の陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。11番。

○11番(藤原典男) 勤労者国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書提出の陳情について、討論致します。

総務常任委員会では不採択ということですが、私はこの陳情については採択すべきという立場から討論を行います。

この陳情は、3つのことを意見書として提出するよう主張しております。

1つめは、2006年度税制改正では定率税減の廃止は行わないこと。2つめは、定率税減の廃止を検討する前に所得税の最高税率および法人税率の特例措置を見直すこと。3つめは、所得税から個人住民税への税源移譲にあたっては、所得税と個人住民税合計の税負担に不利が生じないように配慮することとなります。

今マスコミでも所得格差のことが報じておりますけれども、この5年間、税金の面でも格差が生まれているのはご存じのとおりでございます。試算してみると、大企業資本家は減税です。平年度2兆9,000億円を超えるのに庶民増税は5兆2,000億円以上にのぼります。税金には本来、格差縮小、所得の再配分という役割がありますが、この間の税制改革でそれが年々小さくなり格差社会の大きな原因となっております。法人税や行き過ぎた大企業減税を是正するだけで、将来的に消費税に頼らなくても十分な財源が生まれます。大企業は今、市場空前の大儲けをしている中、一般の国民は毎年の年金額の減

額、年金への課税の見直しや、そしてまた完全失業率300万人を超え、特に若者を中心としたニートとって仕事につけない状態、そしてまた50歳以上で働く能力があっても働く場所がない、こういうふうなことや、またNHKでも紹介されましたけれども働いても働いても豊かになれない低賃金層のワーキングプアの増加、そして生活保護世帯受給者100万人、生活保護費の老齢加算や母子加算の削減・廃止、国保税や介護保険料の引き上げなど生活に苦しんでいるのが実態ではないでしょうか。この間進められた税金の問題では、庶民向け増税では所得税・住民税の定率減税の半減廃止で3兆3,745億円、所得税・住民税の配偶者特別控除の廃止で7,344億円、消費税の免税店の引き下げなど6,300億円、高齢者控除廃止など年金課税強化で3,095億円、発泡酒やワインなどの増税で930億円、合わせて約5兆2,000億円となっています。ですから、これ以上増税したら生活していけない、何とか増税をやめてもらいたいというのが庶民の声だと思います。

こういうふうな観点から、私はこの提案されております勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書提出の陳情については採択すべきだという討論をもちまして私の討論を終わります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第2号について、総務常任委員長の報告は不採択です。

これより採決致します。陳情第2号について不採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。よって、陳情第2号は不採択することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第10号の地方交付税制度の税源保障機能を堅持し、充実させる陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第10号について、総務常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第10号について採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 全員起立です。よって、陳情第10号は採択することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第11号の住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第11号について、総務委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第11号について採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。よって、陳情第11号は採択することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第14号の公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第14号について、総務委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第14号について採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。よって、陳情第14号は採択することに決定致しました。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。14番。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 平成18年第3回定例会で社会厚生常任委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成18年9月13日、14日、15日
2. 出席委員 菅原久和、戸田俊樹、佐藤幸孝、藤原幸作、伊藤 博
3. 欠席委員 成田 進
4. 説明当局 福祉保健部長、市民生活部長、各関係課長
5. 書 記 市民生活部天王庁舎総合窓口センター 渡部 仁
6. 審査の経過と結果

議案第70号、潟上市飯田川保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例の一部改正は、施設の管理運営に関する業務を社会福祉協議会から市に移管するもので、市直営により、住民に対してより充実したサービスを提供するためのものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第71号、潟上市昭和介護予防センター設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例の一部改正は、施設の管理運営に関する業務を社会福祉協議会から市に移管するもので、市直営により、住民に対してより充実したサービスを提供するためのものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第72号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例の一部改正は、健康保険法の一部を改正する法律の公布に伴い、出産育児一時金を30万円から35万円に引き上げるためのものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第75号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入、13款2項2目民生費国庫補助金および14款2項2目民生費県補助金の主なものは、平成18年10月から施行する障害者自立支援法の地域生活支援事業への国・県からの補助金です。

歳出、3款1項2目障害者福祉費は、障害者自立支援法の地域生活支援事業にかかわる地域活動支援センター委託料、日中一時支援事業費補助金等で、障害者が地域社会で自立した社会生活を営むことができるよう支援するものです。

9款1項1目消防費の主なものは、天王地区2か所の防火水槽改修工事に伴うものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第76号、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出にそれぞれ2億7,448万8,000円増額し、歳入歳出総額を34億7,950万円とするものです。

補正の主なものは歳出2款4項1目出産育児一時金で、本年10月に施行される医療制度改革に伴うものです。また、3款1項1目老人保健医療費拠出金は、老人医療拠出金の確定によるものです。5款1項4目の保険財政共同安定化事業拠出金は、高額医療のレセプト点検が本年10月から施行されるのに伴うものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第77号、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出にそれぞれ89万8,000円を増額し、歳入歳出総額を4,490万4,000円にするものです。

補正の主なものは、歳出1款1項1目総務管理費でパソコン機器の老朽化に伴う更新等によるものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成17年度潟上市一般会計決算の認定について。

歳入、13款1項1目民生費国庫負担金および14款1項1目民生費県負担金の主なものは、障害者福祉費負担金で身体・知的障害者の施設入所等にかかわるものです。また、生活保護費負担金については市制施行による新たな事務事業であり、それらに伴う国・県負担金です。

歳出、3款1項2目障害者福祉費の不用額の主なものは、障害者補装具給付費や施設入所にかかるサービス利用者が予想を下回ったことによるものです。3款1項6目老人福祉費の不用額についても利用者が予想を下回ったことによるものです。4款1項3目

母子保健費の不用額の主なものは、乳幼児検診会場や検診回数を効率よく運用して生じたものと、妊婦数が予想を下回ったための妊婦検診料です。9款1項1目消防費の不用額の主なものは、消防団員の出動に対する費用弁償で出動回数の減によるものです。

社会福祉法人の施設整備について今後の対応について質疑があり、市助成を要望する陳情が17年12月定例会で採択されており、今後の対応は現在検討中だが、次の定例会までに方向性を示したいとの回答がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第2号、平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計決算の認定について。

歳入総額34億2,876万781円に対し、歳出総額33億718万4,610円で差引額は1億2,157万6,171円となっています。

歳入、1款1項国民健康保険税の不能欠損額を除く収入未済額は4億4,086万716円で、保険税収納率は現年度分87.92%で前年度より0.54ポイント増となっており、国保会計の健全な運営上からもさらなる徴収努力を望む意見がありました。

歳出、2款1項療養諸費の不用額は医療費、件数ともに増加傾向にあり補正を行いましたが、その見込みより実数が下回ったことによるものです。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第3号、平成17年度潟上市老人保健特別会計決算の認定について。

歳入総額34億9,604万9,280円に対し、歳出総額35億3,292万6,606円で差引3,687万7,326円の不足となり、翌年度歳入繰上充用で対応しております。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第4号、平成17年度潟上市介護保険事業特別会計決算の認定について。

歳入総額20億6,772万2,031円に対し、歳出総額20億1,102万9,371円で差引額は5,669万2,660円となっています。

歳入、1款1項1目第1号被保険者保険料の収入済額は3億7,492万567円で、現年度分の収納率は98.12%となっています。

歳出、2款保険給付費の不用額は5,168万8,078円となっています。

介護サービス給付費は、今後高齢化が進み要介護者が増えることに伴いますます増加する傾向にあることから、要介護者を増やさぬよう介護予防への努力を要望する意見が出されました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第5号、平成17年度潟上市有線放送事業特別会計決算の認定について。

歳入総額1億4,540万7,873円に対し、歳出総額1億4,498万8,913円で差引額は41万8,960円となっています。

歳入、5款1項1目雑入は落雷被害による4件分の災害共済金です。

歳出、1款総務費は2名分の人件費。2款1項1目工事請負費は、落雷被害等に伴う工事費です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

陳情13号、最低保証年金制度の創設を求める陳情について。

本件は国・県の動向等を注視する必要があること、陳情内容の確認等から継続審査となっていました。制度創設目的は妥当と考えられるものの、その手段等、陳情内容の一部異論もあることから、本件は、願意の妥当を認め全会一致で趣旨採択と決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤原幸作） これで社会厚生常任委員会の報告を終わります。

ただいま社会厚生委員長より報告のありました議案第70号、潟上市飯田川保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号、潟上市昭和介護予防センター設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決致します。本案に対する社会厚生委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号、平成18年度潟上市一般会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、議案第76号、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、議案第77号、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第1号、平成17年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第2号、平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第3号、平成17年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第4号、平成17年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第5号、平成17年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、委員長報告の陳情第13号の最低保証年金制度の創設を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第13号について、社会厚生常任委員長の報告は趣旨採択です。

これより採決致します。陳情第13号について趣旨採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。よって、陳情第13号は趣旨採択することに決定致しました。

暫時休憩します。再開は11時15分とします。

午前 11時02分 休憩

.....
午前 11時15分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。3番。

【産業建設常任委員会の報告】

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 平成18年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

一、審査年月日 平成18年9月13日、14日の2日間でございます。

一、出席委員 佐藤義久、澤井昭二郎、赤平末次郎、佐藤 昇、児玉春雄、全員でございます。

一、説明当局 産業建設部長、各関係局課長

一、書記 農業委員会事務局の根 陽逸さんをお願いをしております。

審査の経過と結果について申し上げます。

議案第73号、潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

本条例は、「連帯保証人の徴求基準」が全国一斉に改正されることに伴い市の条例を改正するものであり、市内の中小企業者の資金調達を容易にするためのものであります。慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第74号、市の区域内の字の区域変更および字界設置について申し上げます。

本案は、土地改良法に基づく県営ほ場整備事業が施行されたことに伴い、地方自治法の規定に基づき区域の変更および字界設置を整理後の区画に併せて変更するものであり

ます。整備地区は、「飯田川飯塚」地区と「飯田川和田妹川」地区で面積が126ヘクタール、筆数は433筆で、およそ変更前の4分の1程度に減少します。

慎重審議の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第75号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について申し上げます。

歳出について主なものを申し上げます。

6款1項農業費は、担い手総合支援交付金7万5,000円の増額。8款2項道路橋梁費は、道路等設計委託料827万2,000円の増額、除雪委託料7,319万5,000円の増額、除雪機械等購入費補助金2,300万円の増額。8款4項都市計画費は、公園維持補修工事152万4,000円の増額。8款5項住宅費は、住宅補修工事725万円の増額。11款1項災害復旧費321万6,000円の増額でありました。

委員からは、担い手総合支援協議会の具体的支援体制、除雪体制、除雪機械等について質問があり、担い手支援協議会の支援体制については、市産業課、JAならびに集荷業者、共済、土地改良区、農業委員会、認定農業者、消費者による構成員で支援体制を整えるとの回答がありました。

除雪に関しましては、昨年豪雪を踏まえて、これから策定する除雪計画の見直しや除雪機械の台数を確保し、装備の充実化を図っていきたいとの回答がありました。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第78号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を増加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,771万8,000円とするもので、豊川地区排水施設に関する修繕料であります。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第79号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,650万8,000円とするもので、飯田川地区マンホールポンプの修繕料と補助事業精算による予算組み替えが主なものであります。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第80号、平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について申し上げます。

収益的支出1款1項営業費用703万7,000円は、配水および給水費の委託料、修繕料の増額が主なものであります。2項営業外費用499万円は、企業債利息の増額であります。

資本的収入1款2項出資金487万8,000円は、簡水債元金繰入金組み替えによるものであります。4項他会計補助金120万3,000円の減額は、簡水債元金繰入金組み替えと平成17年度潟上市水道事業基本構想策定業務補助金であります。

資本的支出1款1項建設改良費1,648万5,000円は、潟上市水道事業基本計画その1策定業務委託が主なものであります。

委員からは、他会計補助金の内容について質問があり、当局からは、平成17年度に策定した水道事業の基本構想の業務補助金として一般会計の合併補助金の中から支出されたものでありますとの回答がありました。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成17年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

はじめに歳入について申し上げます。

12款1項1目1節行政財産使用料は、スカイタワー内の2店舗分の120万円であります。6目土木使用料は、8,514万2,439円で電柱等の道路占用料882万5,031円、公園使用料399万1,178円、住宅使用料7,232万6,230円であります。13款2項4目土木費国庫補助金は1億3,738万5,000円で、道路橋梁費補助金1億2,811万5,000円、住宅費補助金927万円であります。なお、住宅費補助金は平成18年度から廃止となります。14款2項4目農林水産業費県補助金は4,057万2,551円で、主なものは農業委員会交付金798万8,000円、フロンティア農業者研修助成金168万円、あなたと地域の農業夢プラン応援事業費補助金740万4,000円、数量調整円滑化推進事業費補助金219万9,000円、「地域で創る水田農業」支援事業費補助金450万5,000円、農業被害対策事業補助金485万1,000円、松くい虫防除対策事業費補助金752万5,370円あります。3項5目商工費委託金168万円は、昭和工業団地管理業務委託料であります。6目土木費委託金62万3,000円で、主なものは建築基準関係事務交付金50万4,000円あります。15款1項1目2節建物貸付収入は鞍掛沼公園内の建物235万5,161円、レストラン花の大地の210万円あります。19款3項1目貸付金元利収入のうち2節2,229万6,000円は、地域総合整備資金分あります。3節7,501万7,946円は、中小企業振興融資預託金5,000万9,969円、商工組合中央金庫預託

金1,500万5,983円、労働金庫預託金1,000万1,994円であります。5項5目の雑入のうち主なものは、農業者年金業務委託手数料84万2,500円、鞍掛沼公園光熱水費負担金1,630万1,899円、鯉のえさ代248万5,410円、自動販売機取扱手数料61万5,533円であります。

次に、歳出について申し上げます。

5款1項1目労働諸費の支出済額は1,009万210円であり、主なものは労働金庫預託金であります。6款農林水産業費の支出済額は4億1,032万9,573円であり、主なものは、あなたと地域の農業夢プラン応援事業補助金、農業被害対策事業補助金、松くい虫防除対策事業委託料などであります。7款1項商工費の支出済額は2億4,146万3,998円であり、主なものは中小企業振興融資制度預託金、地域活性化イベント事業費であります。8款土木費の支出済額は19億3,789万4,322円であり、主なものは除雪に関する委託料等、道路維持改良等による工事費、スカイタワー改修工事、各施設の光熱水費や修繕料であります。

委員からは、ロードヒーティング箇所のコストと除雪の関係、スカイタワー改修工事箇所について質疑があり、当局からは、ロードヒーティングについては勾配の規定や交通量等を考慮した場合、コスト面だけ見れば割高ではあるが、冬期交通の安全性を優先しました。また、スカイタワーの改修工事は潮風で外壁の目地が劣化し雨漏りが発生し外壁を改修しましたとの回答がありました。

慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第6号、平成17年度潟上市農業集落排水事業特別会計決算の認定について申し上げます。

はじめに歳入について申し上げます。

歳入合計は収入済額1億2,542万986円で、主なものは一般会計からの繰入金、施設使用料、受益者分担金であります。

次に、歳出について申し上げます。

歳出合計は支出済額1億2,125万7,783円で、主なものは4処理施設の光熱水費、保守管理委託料、公債費であります。

委員からは、加入率について質疑があり、当局からは、公共施設の接続と老人世帯等の理解を得て普及に努めたいとの回答がありました。17年度末の加入戸数は699戸であります。加入率の向上にはより一層の努力を望むものであります。

慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第7号、平成17年度潟上市下水道事業特別会計決算の認定について申し上げます。
はじめに歳入について申し上げます。

歳入合計は収入済額17億1,650万5,001円で、主なものは一般会計からの繰入金、下水道債、下水道使用料であります。

次に、歳出について申し上げます。

歳出合計は支出済額16億9,647万3,289円で、主なものは工事請負費、公債費であります。17年度末の加入戸数は6,258戸であります。加入率の向上にはより一層の努力を望みます。

慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第8号、平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計決算の認定について申し上げます。

はじめに歳入について申し上げます。

歳入合計は収入済額3,396万2,456円で、主なものとしては合併処理浄化槽事業債、国庫事業支出金であります。

次に、歳出について申し上げます。

歳出合計は支出済額3,336万6,972円で、主なものは合併処理浄化推進事業費であります。

委員からは、今後の計画について質疑があり、当局からは、全体計画の193基を今後年間20基の予定で整備してまいりたい旨の回答がありました。現在、浄化槽を39基設置しておりますが、浄化槽設置の推進にはより一層の努力を望みます。

慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第9号、平成17年度潟上市豊川財産区特別会計決算の認定について申し上げます。

はじめに歳入について申し上げます。

歳入合計は収入済額329万9,299円で、主なものは財産収入の東北電力株式会社による線下補償であります。

次に、歳出について申し上げます。

歳出合計は支出済額299万6,060円で、主なものとしては財政調整基金積立金となっております。

慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第14号、平成17年度潟上市水道事業会計決算の認定について申し上げます。

はじめに収益的収入および支出について申し上げます。

収入については、予算額5億6,390万4,000円に対し、決算額は5億6,243万1,356円であり、予算額に比べ147万2,644円の減となっております。

支出については、予算額5億5,281万8,000円に対し、決算額は5億3,614万7,162円であり、予算額に比べ1,667万838円の減となっております。

次に、資本的収入および支出について申し上げます。

収入については、予算額3億5,851万6,000円に対し、決算額は3億5,851万2,652円であり、予算額に比べ3,348円の減となっております。

支出については、予算額5億6,377万6千円に対し、5億5,247万8,276円であり、予算額に比べ1,129万7,724円減となっております。

資本的収入が資本的支出額に不足する額1億9,396万5,624円は、過年度損益勘定留保資金8,665万2,971円、過年度繰延勘定償却費1,740万円、当年度資本的収支調整額1,961万415円、当年度損益勘定留保資金7,030万2,238円で補てんするものであります。平成17年度未処分利益剰余金は1億3,036万9,958円であります。

委員からは、石綿セメント管更新工事の状況について質疑があり、当局からは、潟上市は、ほぼ完了。井川町から給水を受けている飯塚地区に一部残っており、19年度までに500メートルを更新し完了予定。秋田市から受水している地区については、ない旨の回答がありました。

慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

陳情第5号、道路改良・舗装工事について申し上げます。

この件につきましては、継続審査しておりましたが全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第12号、道路整備、雨水排水、舗装工事、側溝新設について申し上げます。

この件につきましては継続審査中ではありますが、再度現地調査した結果、いま一度の条件整備をする必要があることから、全会一致で継続審査とすることに決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（藤原幸作） これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

ただいま産業建設委員長より報告のありました議案第73号、潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、市の区域内の字の区域変更及び字界設置について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号、平成18年度潟上市一般会計補正予算(第2号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、議案第78号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、議案第79号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、議案第80号、平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第1号、平成17年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。6番。

○6番（藤原幸雄） 私から1点だけお伺いします。

委員長報告の5ページの上から7行目でございます。「住宅費補助金は平成18年度から廃止となります」とありますが、ご案内のように本市には市営住宅がいっぱいございます。年々老朽化しておりますけれども、この歳入は今までは800万から900万入ってい

ると思います。そういう中であって、将来的な展望ですが、全部市で持ち出しということになれば大変厳しいと思いますが、ここら辺の内容等についてひとつ委員会でどのような質疑応答がありましたのか、そこら辺を詳しくご説明いただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 産業建設委員長。3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 藤原議員にお答え致します。

この件につきましては、ここに書いてある以上の話し合いはなされてなかったと思います。そういうことをご理解を願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 6番、了解。

○6番（藤原幸雄） はい。

○議長（藤原幸作） はい、わかりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第6号、平成17年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第7号、平成17年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第8号、平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第9号、平成17年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第14号、平成17年度潟上市水道事業会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、委員長報告の陳情第5号の道路改良・舗装工事について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第5号について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第5号について採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。よって、陳情第5号は採択することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第12号の道路整備、雨水排水、舗装工事、側溝新設について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第12号について、産業建設常任委員長の報告は継続です。

陳情第12号について継続することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。よって、陳情第12号は継続することに決定致しました。

昼食のため1時半まで休憩致します。

午前 11時52分 休憩

.....
午後 1時30分 再開

○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に、文教常任委員会の報告を求めます。7番。

【文教常任委員会の報告】

○文教常任委員長(佐藤恵佐雄) 文教常任委員会審査報告書

平成18年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成18年9月13日、14日、15日

出席委員 大谷貞廣、小林 悟、村井政克、西村 武、佐藤恵佐雄

説明当局 教育長、教育次長、各関係課長

書記 教育委員会 天王公民館 石井龍一

審査の経過と結果について。

議案第75号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入について申し上げます。

14款県支出金3項委託金教育課程研究指定校事業委託金15万円は、飯田川小学校が委託を受けて行っているものであります。

委員からは、教育課程研究とはどういう内容かという質問があり、当局からは、平成17年・18年度の2か年にわたり、飯田川小学校を対象に国語科の調査研究を行うものであるという回答がありました。

歳出について申し上げます。

3款民生費2項児童福祉費児童館費88万6,000円は、昭和地区の南部児童館台所、飯田川地区の若竹児童センターの電気およびガラス、追分地区児童館消防設備の修繕によるものであります。同じく保育園費449万5,000円は賃金による324万円で、臨時保育士賃金、二田・湖岸・追分・中央・東保育園5か所の修繕料95万7,000円による増額が主なものであります。

委員からは、賃金について園児数の増に伴う保育士賃金なのかという質問があり、当局からは、障害児・0歳児の対応保育士増員のためという回答がありました。

10款教育費1項教育総務費事務局費21万7,000円は、役務費の傷害保険料15万2,000円が主なものであります。

委員からは、傷害保険料の対象スクールガードは全体で何名かという質問があり、当局からは1,154人との回答がありました。

2項小学校費学校管理費403万8,000円は、追分・出戸・東湖・大久保小学校4校分の修繕料283万8,000円と追分小学校体育館改築に伴う備品購入費120万円によるものであります。同じく教育振興費96万7,000円は、追分小学校体育用具の教材備品購入による75万2,000円が主なものであります。3項中学校費学校管理費224万6,000円は、天王中学校のグラウンド排水パイプ、天王南中学校のパネルヒーター、羽城中学校の体育館防球ネットの修繕によるものであります。4項幼児教育費74万8,000円のうち天王幼稚園

の電気設備・風除室・滑り台撤去、出戸幼稚園の消火栓設備・屋根漏水の修繕43万4,000円によるものと、天王幼稚園の耐震優先度調査委託料の31万4,000円であります。同じく6項社会教育費社会教育総務費32万2,000円は、社会教育中期計画用アンケート用紙印刷とアンケート用紙の郵送料であります。次に、生涯学習推進費10万円の減額ですが、潟上市音楽祭の事業内容の見直しに伴うものであります。次に、公民館費45万6,000円は、飯田川公民館のコピー料金と田屋分館の電気関係の修繕および廊下床張替え修繕によるものであります。同じく7項保健体育費18万1,000円は、天王B&G海洋センター体育館の玄関ドアの修繕によるものであります。

以上、本案は慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成17年度潟上市一般会計決算の認定について。

歳入について申し上げます。

11款分担金および負担金1項負担金保育料負担金の1億2,904万8,482円でございますが、保育料負担金と広域入所分および保育料負担金滞納繰越分であります。収入未済額の27万7,438円は8世帯分であります。12款使用料および手数料1項使用料民生使用料864万7,600円のうち74万8,350円は昭和介護予防センター使用料で、旧羽城中学校体育館部分の使用料であります。同じく労働使用料4,410円は勤労青少年ホーム使用料で1件分であります。同じく教育使用料幼稚園使用料2,077万357円は252人分の幼稚園使用料であります。なお、収入未済額の2万1,772円は2世帯分であります。同じく社会教育施設使用料54万9,140円は、公民館3館70件分とコミュニティ使用料8件および伝習館入館料683人分であります。同じく保健体育施設使用料1,178万650円の主なものは、グラウンドゴルフ場3施設分と体育館3館分の使用料であります。

委員からは、予算額に対して決算額が少なくなったことについて質問があり、当局からは小・中学校およびスポーツ少年団の減免によるものとの回答がありました。

13款国庫支出金1項国庫負担金保育所運営費負担金368万8,230円は、運営費負担金15名分であります。同じく2項国庫補助金教育費補助金5,622万8,000円の主なものは、学校施設大規模改造事業費補助金および学校施設地震補強事業費補助金で、いずれも天王小学校分であります。14款県支出金1項県負担金保育所運営費負担金184万4,115円は、運営費補助金で4分の1の補助率であります。同じく2項県補助金児童福祉費補助金4,370万6,567円の主なものは、すこやか子育て支援事業費補助金の公立保育園分と私立保育園分および放課後児童健全育成費補助金と、ひとり親家庭児童保育援助費補助金で

あります。

委員からは、予算額に対して決算額が大幅に増額していることについての質問があり、当局からは、ひとり親家庭児童保育援助費補助金が当初予算になかったことと、すこやか子育て支援事業で当初の見込みより対象者が増えたことによるとの回答がありました。

同じく教育費補助金905万4,499円の主なものは、すこやか子育て支援事業の公立幼稚園分と私立幼稚園分であります。同じく3項委託金教育委託金57万4,291円の主なものは、子どもと親の相談員活用調査研究委託金で大久保小学校が対象であります。19款諸収入4項受託事業収入民生費受託事業収入247万8,060円は、広域保育受託園児6人分であります。同じく5項雑入納付金336万5,510円のうち日本スポーツ振興センター保護者負担金156万6,280円は、小・中学校2,976人、幼稚園236人、保育園754人分であります。

歳出について申し上げます。

3款民生費1項社会福祉費介護予防センター管理費の不用額86万9,463円の主なものは、燃料費の灯油使用量の減と光熱水費の電気節約によるものであります。同じく2項児童福祉費児童福祉総務費の不用額238万8,486円の主なものは、バス運転手賃金2名分と修繕料、委託料の広域入所委託料と扶助費のひとり親家庭児童保育援助費によるものであります。同じく児童館費の不用額355万3,871円の主なものは、賃金の218万6,827円と役務費の54万707円による市内の3館分の積み上げ分であります。同じく保育園費費用額2,515万2,192円の主なものは、賃金の424万3,823円と需用費の光熱水費、修繕料、賄材料費と委託料によるものであります。

委員からは、賃金の不用額について質問があり、当局からは、当初に職員の病気や産休の代替職員の予算を計上しておりましたが、予定日数よりも早く職場復帰したためとの回答がありました。

10款教育費1項教育総務費事務局費の不用額159万7,402円の主なものは、燃料費と印刷製本費、負担金補助および交付金であります。同じく外国青年招致事業費の不用額60万4,746円の主なものは、通訳の臨時事務賃金と普通旅費によるものであります。同じく2項小学校費学校管理費の不用額は1,009万5,043円の主なものは、学校開放管理人賃金と燃料費、光熱水費、電話料、手数料と児童教職員検診委託料および保守管理委託料と備品購入費の市内7校分の積み上げであります。

委員からは、光熱水費と燃料費の内訳について質問があり、当局からは、燃料費については今年の豪雪に伴う補正と重油の価格変動によることと、光熱水費については、飯

田川小学校が床暖房からFFストーブに替えたことによるとの説明がありました。

同じく3項中学校費学校管理費の不用額724万9,799円の主なものは、燃料費、光熱水費、電話料、生徒教職員の検診委託料、保守管理委託料および工事請負費の市内の3校の積み上げであります。

委員からは、生徒教職員検診委託料の35万2,000円の不用額について質問があり、当局からは、教職員分で職員の異動に伴う年齢差によって検診料金(単価)が違うためとの説明がありました。

同じく教育振興費の不用額230万6,177円の主なものは、コンピューターリース料と扶助費の要保護および準要保護児童生徒援助費であります。同じく4項幼児教育費幼児教育総務費の不用額291万7,237円の主なものは、負担金補助および交付金のすこやか子育て支援事業費補助金であります。

委員からは、すこやか子育て支援援助事業補助金の対象者の減について質問があり、当局からは、当初見込みより申請者の減と審査の段階で該当しない方がいたためとの回答がありました。

同じく幼稚園費の不用額214万9,588円の主なものは、臨時教諭賃金によるものであります。

委員からは、臨時教諭賃金の不用額の理由はという質問があり、当局からは、当初、障害児の入園希望があり、そのための臨時教諭賃金を予算計上しておりました。毎日の通園と見込んでいたが、実際は週に2日ということで、その差額との回答がありました。

同じく5項学校給食費の不用額383万3,286円の主なものは、臨時給食調理員賃金と燃料費、廃油清掃手数料によるものであります。同じく6項社会教育費社会教育総務費の不用額45万1,517円の主なものは、職員時間外勤務手当の土・日・祝日の事業への出勤が時間外勤務手当対応から代休制になったためのものであります。同じく2項生涯学習推進費の不用額83万5,371円の主なものは、青少年問題協議会の報酬、生涯学習奨励員の会議欠席、食糧費および郵便料に係るものであります。

委員からは、費用弁償と食糧費の対象になる会議はという質問があり、当局からは、社会教育委員会・青少年問題協議会・生涯学習奨励員の会との回答がありました。

同じく3項公民館費の不用額880万4,211円の主なものは、時間外勤務手当、管理人賃金、講師謝礼、需用費、火災保険料、施設保守管理委託料および工事請負費の残額であり、これは3公民館積み上げの不用額であります。

委員からは、修繕料の予備費の充当の内容についての質問があり、当局からは、平成17年10月と11月の暴風雨および台風による天王公民館体育館と玄関の漏水修理および体育館軒下破損修理の2件分ですとの回答がありました。

同じく5項図書館費の不用額45万9,454円の主なものは、役務費の電話料と委託料によるものであります。同じく7項保健体育費保健体育総務費の不用額123万9,944円の主なものは、報償費の全国大会出場祝金と普通旅費と燃料費の減によるものであります。同じく体育振興費の不用額146万7,956円の主なものは、報償費の各種大会報償費と3地区運動会と盆踊り大会の参加チームの減によるものであります。同じく体育施設費の不用額532万4,773円の主なものは、管理人賃金、雑人夫賃金と光熱水費、役務費の減と工事請負費の元木山陸上競技場公認更新整備工事の請負差額によるものであります。

委員からは、陸上競技場の公認についての質問があり、当局からは、更新は5年に1回、第3種公認となっており検定員による検査があるため整備をしていないと公認されない恐れがあるため整備が必要との回答がありました。

同じく国体事務局費の不用額96万6,727円の主なものは、普通旅費と役務費の郵便料であります。普通旅費につきましては、当初国体事務局には公用車が配置されなかったため、事務・事業打ち合せの際の旅費を計上しておりましたが、後で公用車が配置になったためであります。

以上、本案は慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

陳情第15号、豊川小学校改築の早期着工・竣工を求める陳情書について。

この件につきましては、豊川小学校が築43年の歳月を経過し、地域密着型、コミュニティ的な存在の校舎であり、地域の象徴、拠点となって歴史と伝統を英々と受け継がれてきた伝統のある学校であります。近年は、著しく老朽化し危険校舎として改築が急務となっておりますとの要望があります。

委員からは、児童数の減少という懸念もあることから、今後の推移をみながら「継続」という意見もありましたけれども、慎重審査の結果、陳情書のとおり願意妥当と認め、本件は賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で文教常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで文教常任委員会の報告を終わります。

以上をもちまして各常委員会の報告を終わります。

ただいま文教委員長より報告のありました議案第75号、平成18年度潟上市一般会計補

正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、認定第1号、平成17年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決は後で行います。

次に、委員長報告の陳情第15号の豊川小学校改築の早期着工・竣工を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。17番。

○17番（中川光博） 文教委員長の方にお尋ねしたいと思いますが、今の報告ですと委員の中で継続審査をした方がいいという意見もあったとの今ご報告いただきましたが、文教委員会の方でこの陳情についてどういう議論があったのか、報告だけではちょっと見えませんでしたので、そのあたりお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 文教常任委員長。7番。

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） 17番にお答え致します。

前にもいろいろお話ありましたが、この要望書なるものは市民の方から一日も早くという建設の内容のことでありましたが、要するに設計書とかいろんな段階がまだ見えていないので、それをある意味で出来上がってきた段階で再審査してもいいのではないかと。要するに採択、あるいは継続かということで長引いた経緯はあります。中川さんもお承知のとおり、前にもいろいろこの経緯の議論はされておりましたので、あえてここに書きませんでしたけれども、まずそういう結果でございます。今まで調査費、調査費、あるいは今の設計などの予算が通っているわけですね。ですから、あくま

でもこれは市民の方が一日も早くそういう学校ですから建ててほしいという趣旨の要望書ですから、それはわかるという意見と、もうちょっと、さっき言ったように設計図が見えてきた段階でまず採択なり、いろんな審議をしてもいいのではないかと、こういう意見があり、その意見のやりとりが多かったです。ですから、ここであえて詳しく書かなかったんです。そういうことでひとつご理解ください。

○議長（藤原幸作） 17番、よろしいですか。

○17番（中川光博） ちょっともう一つ。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） 17番中川です。たびたび、確認ですが、そうすると設計の図面とか、あるいは予算とか、あるいは生徒数の将来展望、見通しとかはつきり出た段階でさらに議論を重ねていくということでしょうか。

○議長（藤原幸作） 7番。

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） そういう意見もね、ありましたということです。そういう意見があったからどうしますかということの中で、反対ではないですよ、あくまでも建設は必要なんだけれども、万が一そういう場合、出てきた場合にいろいろなまた話し合いも必要でしょうと。ですから、ここで継続してはどうかということ。だけれども、要望書の趣旨はあくまでも市民としての要望ですから、これは願意が妥当だからこれを採択すべきでないかと。これはまず堂々回りといえは怒られるけれども。これをやった経緯。だからこれを長々と書いてもね、今までやってきたことだから。そういうことでひとつご理解を願いたいと思います。

○17番（中川光博） ありがとうございます。

○議長（藤原幸作） よろしいですか。

○17番（中川光博） はい。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第15号について、文教常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第15号について採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立多数です。よって、陳情第15号は採択することに決定致しました。

それでは、これより各補正予算案および決算の認定について順次採決していきます。

これより議案第75号、平成18年度潟上市一般会計補正予算(案)について、議案第75号についての各常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について、議案第76号についての社会厚生委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算(案)について、議案第77号についての社会厚生常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(案)について、議案第78号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(案)について、

議案第79号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号、平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について、議案第80号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

これより認定第1号、平成17年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第1号についての各常任委員長の報告は認定です。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号、平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号についての社会厚生常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号、平成17年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号についての社会厚生常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号、平成17年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて、認定第4号についての社会厚生常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号、平成17年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号についての社会厚生常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号、平成17年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号についての産業建設常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号、平成17年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号についての産業建設常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号、平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号についての産業建設常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号、平成17年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定につい

て、認定第9号についての産業建設常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第9号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号、平成17年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号についての総務常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第10号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号、平成17年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号についての総務常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第11号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第12号、平成17年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第12号についての総務常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第12号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第13号、平成17年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第13号についての総務常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第13号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第14号、平成17年度潟上市水道事業会計歳入歳出決算の認定について、認

定第14号についての産業建設常任委員長の報告は認定です。

これより採決致します。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第14号は原案のとおり認定されました。

【日程第29、発議第4号 大崎地区の環境にかかわる要望の件について】

○議長（藤原幸作） 日程第29、発議第4号、大崎地区の環境にかかわる要望の件についてを議題とします。

お諮りします。本件については、8人の委員で構成する大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにしたいと思います。これに賛成の方は起立願います。

暫時休憩します。

午後 2時10分 休憩

.....
午後 2時13分 再開

○議長（藤原幸作） 再開します。

先ほど採決しますといったけれども、それを取り消しまして、今16番から発言のことがございますので発言を許します。16番。

○16番（菅原久和） 一つの自治会の内部の問題にですね、議会の特別委員会の設置というのは馴染まないのではないかなど。自治会独自の解決を目指すべきではないかというようなことが考えておりますので、私はその特別委員会を設置することに反対致します。

それでその要望書をいろいろ見てみますと、インフラの整備と、それから教会の建設の因果関係が判然としていないということと、地域自治会の意向のもとに行政のトップが責任をもって対処することに議会が介入するのは執行権の侵害になるのではないか。また、この要望書の提出者が1名というのはいかがなものか。組織があるなら連署して提出すべきではないか。その組織とはまたどういうものなのか、この要望書だけでは判断できないのではないかと思いますので、委員会の設置については反対ということでございます。

○議長（藤原幸作） 9番。

○9番（佐藤義久） 16番さんが今発言したとおりで、私もこの環境を守る会の構成メンバーどのくらいで会をつくっておられるかお聞きしたかったわけです。

以上です。

○議長（藤原幸作） これにつきましては冒頭に澤井議会運営委員長が詳細でないけれどもこういう趣旨ということで発言しておりますので、それに則って議事を進めていきたいと、こういうふうに思います。

暫時休憩します。

午後 2時15分 休憩

.....

午後 2時16分 再開

○議長（藤原幸作） 再開します。

それにつきましては、会派会議でも、それから議運でも、いわゆる1名ですけれどもこの趣旨に沿ってやはり特別委員会ということに決定しておりますので、ご了承賜りたいというふうに思います。これは何名とかそういうふうな詳細については、その中でありませぬ、ということでご了承いただきたいというふうに思います。

それでは、先ほどの大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会を設置し、これよりこれに付託の上、調査することにしたいと思います。これに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。よって、本件については8人の委員で構成する大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

なお、委員会の委員の選任については議長一任ということでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。

委員選任のため暫時休憩します。

午後 2時17分 休憩

.....

午後 2時28分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開致します。

なお、お手元に配布の大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会設置についての中で、

設置の根拠が「地方自治法第110条および委員会条例第6号」になっていますが、これ「第6条」でございますので「号」を「条」に訂正願いたいと思います。

ただいま設置されました大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会の委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。13番。

○13番（佐藤 昇） 私この中に名を連ねておりますけれども、私は辞退を申し上げます。ということは、私はこの特別委員会の設置というものは必要でないという考え方で、この委員として務めていくことはできませんので辞退申し上げます。

○議長（藤原幸作） ただいま13番の佐藤議員から辞退ということでございますが、これは議長の指名でございますので後ほど文書でもって辞退の届けを出すという形式をとりたいというふうに思いますので、宜しく願います。指名は指名でございます。3番。

○3番（児玉春雄） 私も佐藤議員と同じでございますので、後でそうすれば致します。

○議長（藤原幸作） 今の13番に対する議長の発言と同様の処理をしていただきたいというふうに思います。

そうしますと、それに基づきましていわゆる委員の差し替えということは、これは後の話でございますので宜しく願います。

よって、大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会の委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、正副委員長互選のため暫時休憩します。第2会議室へ願います。

午後 2時30分 休憩

午後 2時52分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

本日議長より指名されました大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会の3番児玉春雄議員、13番佐藤 昇議員から特別委員を辞任したいとの申し出があります。同日、辞任を許可しましたので報告致します。

なお、両名の辞任に伴いまして、いわゆる委員の差し替えを行います。

委員は5番澤井昭二郎議員、8番小林 悟議員、両名を指名致します。

なお、先ほど6名の方々が委員長、副委員長の選任ということでございましたが、2名が辞任ということでまだ決定しておりませんので、暫時休憩して委員長、副委員長を

決定したいと思います。

暫時休憩します。

午後 2時54分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会の正副委員長が選出されましたので、報告致します。

委員長には15番伊藤栄悦議員、副委員長には20番西村 武議員、以上のとおり報告します。

なお、本件について調査特別委員長より会議規則第103条の規定によって閉会中の継続調査申出書が提出されましたので、お諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

これにて平成18年第3回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

午後 3時06分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

平成 年 月 日

潟上市議会議長

〃 署名議員

〃 署名議員